

# 福祉用具貸与重要事項説明書

## 事業所の概要

- 事業所名 : アーク福祉用具貸与事業所  
所在地 : 山梨県甲府市向町 259-1  
管理者 : 小田切 裕一  
サービス提供地域 : 甲府市、甲斐市、笛吹市、山梨市、甲州市、昭和町、その他  
専門相談員 : 5名(常勤)  
営業日 : 月曜日から金曜日 ただし国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。  
営業時間 : 9:00~18:00

## 利用者負担金

- ① 介護保険適用の場合はサービス利用説明書の利用者負担額とします。
- ② 契約の記載日が月の15日以前の場合は月額的全額、16日以降の場合については1/2の料金となります。
- ③ 貸与終了が月の15日以前の場合は月額1/2、16日以降の場合については全額の料金となります。
- ④ 貸与開始と終了が同じ月内に行われた場合は1ヶ月分の料金になります。
- ⑤ 搬入に特別な措置が必要な場合(クレーン車使用など)の費用はその実費を負担していただきます。
- ⑥ 商品を紛失又は故意に破損した場合は商品代金満額(新品購入)を弁償していただきます。盗難の場合は、盗難被害届けを警察が受理している場合のみ保険での保障対応となります。

## サービスの内容

- ① 「福祉用具貸与」とは要介護・要支援者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。
- ② 事業所は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定、援助、取り付けを行います。
- ③ 事業者は契約期間中下記の福祉用具を貸与します。
- ④ 6ヶ月に1度以上、福祉用具の点検に伺います。

1、車いす 2、車いす付属品 3、特殊寝台 4、特殊寝台付属品 5、床ずれ防止用具 6、体位変換機 7、手すり  
8、スロープ 9、歩行器 10、歩行補助杖 11、認知症老人徘徊探知機 12、移動用リフト(つり具の部分を除く)  
13、自動排泄処理装置

## 苦情/相談窓口

- ① 管理者 小田切 裕一 055-298-4637
- ② 山梨県国民健康保険団体連合会 055-233-9201
- ③ その他市町村介護保険相談窓口

## 会社概要

名称 株式会社 アークメディカル  
住所 山梨県甲府市向町 259-1  
代表取締役 一瀬 康弘

## 事業所概要

名称 アーク福祉用具貸与事業所(事業所番号:1970104863)  
住所 山梨県甲府市向町 259-1 TEL 055-298-4637

令和4年月日 サービスの締結にあたり上記により重要事項の説明を受けました。

利用者・代理人

(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印 (氏名) \_\_\_\_\_ 印